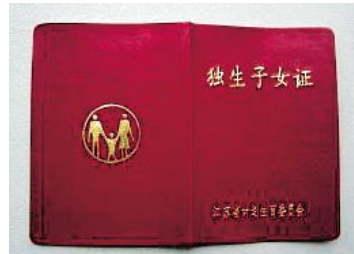


現地スタッフレポート

「一人っ子政策」

中国の「一人っ子政策」は、1979年から実施されている人口抑制政策のことをいい、原則、一組の夫婦は1人の子供しか生むことができません。「晩婚、晩産、少生、稀、優生」(*)を柱とするこの計画出産は、中国語で「計画生育」とか「独身子女政策」と呼ばれています。

※「晩婚」＝法定婚姻年齢(女性20歳、男性22歳)より3年以上遅い結婚、「晩産」＝24歳を過ぎてからの出産、「少生」＝少なく生むこと、「稀」＝出産の間隔(4年以上)を空けること、「優生」＝中華民族の質を高めること。



「一人っ子」を証明する手帳『独生子女証』

「一人っ子政策」は1984年ごろから緩和され、地域、都市と農村、漢民族と少数民族などにより、運用が若干異なります。農村部においては、第1子が女の子の場合などに限り、第2子の出産が認められています。また、地方政府によっては、夫婦とも一人っ子の場合に限り、第2子の出産が認められています。さらに、チベット族のような少数民族は制限が全くありません。

「一人っ子政策」の下で2人目の子供を生んだ場合は、「社会扶養費」という名目の罰金を支払わなければなりません。都市部の場合、政府が発表する市民の平均収入を基準に額が決定されることになっており、現在の上海市であれば最低でも62千元(約100万円)を支払わなければなりません。3人目以上の場合はこの倍額を支払う必要があり、大きな負担になります。さらに、2人目以降の出産については入院費や医療費が全額自己負担となり、出産期間中の賃金の支給もありません(一人っ子の場合、政府から支給を受けます)。また、子供の託児費や子供が就職するまでの医療費も全額自己負担となります(一人っ子の場合、医療費の自己負担割合は約50%)。なお、一人っ子を持つ夫婦に対しては、『独生子女父母光荣証(旧:独生子女証)』が交付され、子供が16歳になるまで毎月5元(約80円)の奨励金が企業、もしくは政府から支給されます。

中国では昔より男子の誕生を望む向きがあり、特に農村部では男の子はその家の後継者として非常に重要視されています。また、私の友人の話ですが、男の子がどうしても欲しかった両親は罰金を支払ってまで第2子を出産したそうです。こうした背景もあり「一人っ子政策」が実施されてからは、妊娠時の性別検査など産み分けに繋がる行為も横行するようになりました。今では、男女比の歪みや人権問題から性別検査は原則禁止されています。私は一人っ子ですので、兄弟のいる友達が羨ましいと思うこともある反面、両親から夢と希望を一心に託されているということを実感することも多いです。一方で、将来の家計負担を考

えると、私と夫の両親4人の老後の面倒を見るのは大変だと感じることもあります。

「一人っ子政策」は人口急増を抑制するという点では一定の成果をもたらしていますが、年齢構成の歪みによる急速な高齢化社会の到来などが懸念されており、中国政府の今後の対応について内外から注目を集めています。



託児所の風景(上海市内)

上海駐在員事務所 劉 静 記